

# 白川小学校いじめ防止基本方針

白川町立白川小学校

## はじめに

ここに定める「白川小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものであり、人権尊重の理念に基づき、本校の全ての児童が充実した明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

## 1 いじめの定義（法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめ問題への学校の基本的姿勢

「いじめはしない いじめは絶対許さない」

「笑顔いっぱいの白川小学校」

- ① いじめは、「どの学校でも、どの子どもでも起こり得る」問題であることを十分認識し、日頃から、子どもが発する小さなサインを見逃さないようにして、早期発見に努める。
- ② 全教職員がいじめ問題の重大性を認識し、いじめが生じた際には、学級担任などの特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で一致協力して組織的に対応する体制で臨む。
- ③ 自他の命の大切さやかけがえのなさ、人を傷つけることは絶対に許されないことなど、人間としての倫理観や規範意識について、学校教育全体を通じて、全教職員で徹底して指導に当たり、「いじめは人間として絶対許されない」との意識を、子ども一人一人に徹底する。
- ④ 教職員の言動が子どもに大きな影響力を持つことを認識し、教職員自身が子どもの心を傷つけるような言動をしていないか常に振り返る姿勢を持つ。
- ⑤ いじめ問題は根深く、簡単に解決できない場合が多いが、あきらめず、粘り強い指導・援助を行っていくことで必ず解決するものであるという信念を持つ。

## 3 いじめの早期発見・早期解消のために

- ① 教師と子ども、子供同士の人間関係を深める。
- ② 教師間の連携を密にし、顔色などの表情の変化や急に無口になるなどの態度の変化をはじめ、子どもが発する小さなサインを見逃さない。
- ③ 保護者からいじめについての相談があったり、学級の中でいじめの発生を感じたり

した場合は、早急に校長や教頭に報告し、全校体制で指導に当たる。

- ④ 子どもや保護者からいじめの訴えがあった時は、問題を軽視することなく、真剣に耳を傾け、信頼関係を結び、速やかに対応する。
- ⑤ 何でも気軽に相談できる体制をつくり、日頃から家庭や地域、関係機関との密接な連携に心がける。

#### 4 具体的な取り組み

- ① なかよしタイム（毎日の業間休みの遊び）での教師と子どものふれあいの場の設定
  - ・担任が子どもと一緒に遊ぶことで、信頼関係を一層深めたり、いじめを察知したりする。
- ②心のアンケートを実施し、それをもとに「教育相談週間」で、教師と子どもが一对一でじっくり話す機会を設定（毎学期1回）
  - ・教師が子どもと向き合い、悩みを聞いたりして心のふれあいを深める。
- ③ あらゆる教育活動の場を通して、いじめの問題を取り上げ、子どもに指導する。
  - ・全校集会、学級活動や道徳の時間等にいじめ問題を取り上げ、子どもに指導する。
- ④ 毎週行う「暮会」で、子どもの様子を交流しあい、全職員の立場から情報を得るようになる。
- ⑤ 個別懇談や学級懇談会の場で保護者の悩みや要望を聞く場を設定
  - ・気軽に子どものことを相談できるような懇談の場を設定し、保護者との連携を深める。
- ⑥ 「ふわふわ言葉」「トゲトゲ言葉」をもとに5月と12月に推進
  - ・5月と12月の全校集会の場で、相手を思いやる言葉の大切さを話して啓発する

#### 5 いじめを発見した時の組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、教育相談委員会が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、白川町教育委員会と連携を図り、白川交番・加茂警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害生じる恐れのある場合は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

##### (1) いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長はいじめの報告を受けた場合は、教育相談委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知

識のある者と連携した対応を図る。

- ④ いじめが認識された場合は、被害・加害児童とともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭との連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認められるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える
- ⑦ いじめ問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。
- ⑧被害者児童はもちろん、加害者児童も、安心して、気持ちよく登校できるまで、十分なフォローや見届けを行う。

## 6 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、教育相談委員会を設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭
- その他関係職員（人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、担任等）
- 関係諸機関（白川町教育委員会、スクールカウンセラー、発達支援センターのぞみ、中濃子ども相談センター、各病院等）

## 7 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。また、教育委員会等に報告する。

## 8 関係法令

### (1) 教育基本法

#### ① 教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

#### ② 学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者

の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

### ③ 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

## (2) 学校教育法

### ① 第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

## (3) いじめ防止対策推進法

### ① 第1章 総則

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

### ②第5章 重大事態への対処

第28条 次に掲げる場合には、その重大事態に対処し、速やかに組織を設け、当該重大事態の係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- 一 いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
  - 二 いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 2 前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。